

## 「令和 8 年度保育所・認定こども園等のしおり」主な変更点

### ○P. 5 申請から利用までの流れ

- ・提出書類が不足している場合は受付不可とする取り扱いに変更。

### ○P. 8, 9 提出書類

- ・令和 7 年 1 月 1 日現在で芦屋市に住民票がない保護者がいる場合もしくは令和 8 年 1 月 1 日現在で芦屋市に住民票がない保護者がいる場合、マイナンバーを提示することで税情報の提出が原則不要となる取り扱いに変更。

### ○P. 10 マイナンバー関係書類について

- ・令和 7 年 1 月 1 日現在で芦屋市に住民票がない保護者がいる場合もしくは令和 8 年 1 月 1 日現在で芦屋市に住民票がない保護者がいる場合のみ、マイナンバーの提出を必要とする取り扱いに変更。

### ○P. 13 保育時間

- ・認定変更の案内文を追記。

### ○P. 19 他市への申請、他市からの申請（新規・継続）

- ・他市への継続申請及び他市からの継続申請について追記。

### ○P. 42 入所（園）時のきまり

- ・熱中症特別警戒アラート発表時の取り扱いを追記。

### ○P. 49 認定こども園幼稚園部（1号認定）について

- ・認定こども園打出ひだまりこども園を追記

### ○P. 55 一時預かり事業

- ・浜風あすのこども園の受入れ年齢を満 1 歳児から 1 歳児に変更
- ・認定こども園山手夢の私的理由の預かり時間の変更。

### ○P. 61 Q&A

- ・ならし期間中の保育料について追記。

### ○P. 68 保育施設一覧、P. 70 令和 8 年度保育施設定員（2・3号認定）一覧（予定）

- ・打出保育所が認定こども園へ移行。
- ・大東保育所建替えのため、令和 7 年度は旧新浜保育所へ移転。
- ・定員変更 こぼと、芦屋山手ナーサリー、打出ひだまりこども園

※その他のお問い合わせについては、ほいく課までご連絡をお願いします。